

# 特別支援教育就学奨励費のご案内

四街道市教育委員会

四街道市では、特別支援学級等に在籍する児童生徒や学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、世帯の収入額に応じて学用品費や給食費などの一部を援助する制度を設けています。

以下の区分のいずれかにあてはまり、支給を希望される方は、教育委員会または各小中学校にご相談ください。

## 1. 奨励費の対象者

市内小中学校の特別支援学級に在籍もしくは通級するお子さんの保護者または学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当するお子さんの保護者が奨励費の対象です。

(学校教育法施行令第22条の3については、下記の表をご参照ください)

区 分	障 害 の 程 度
1. 視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも。  (例)：拡大教科書を用いて授業を受けている児童生徒
2. 聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも。  (例)：身体障害者手帳を交付されている児童生徒
3. 知的障害者	知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のも。または、知的発達遅滞の程度が前文に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。  (例)：療育手帳や障害福祉サービス受給者証を交付されている児童生徒
4. 肢体不自由者	肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも。または、肢体不自由の状態が前文に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも。  (例)：日常的に車いすを利用している児童生徒
5. 病弱者	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも。または、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも。  (例)：小児慢性特定疾患医療受診券を交付されている児童生徒

※ 通常学級に在籍する児童生徒につきましては、3番または5番の区分に該当して申請する場合、学校教育法施行令第22条の3に該当していることを証明する添付資料の提出をお願いします。

## 2. 申請の方法と期日

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者につきましては、6月中旬頃に学校を通じて案内文書を配布致しますので、期日までに申請書類一式を学校へ提出してください。

通常学級に在籍する児童生徒の保護者につきましては、学校や教育委員会にご相談ください。学校または教育委員会で申請に関する書類をお渡しします。



## 3. 支給内容

支給費目	対象者	支給内容	支給額 (H30年度)
学用品・通学用品購入費	全学年	児童生徒にかかる物品で、各教科及び特別活動の学習に必要なとされる学用品	小学校：5,710円(年額) 中学校：11,160円(年額)
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	新1年	新入学児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品の購入費とする。ただし、4月から在籍している者のみに支給	小学校：20,300円(年額) 中学校：23,700円(年額)
校外活動等参加費	全学年	校外学習に参加するために必要な経費とする。ただし、宿泊を伴うものについては、学年を通じて1回	実費の1/2 (交通費、見学料、宿泊料、演劇鑑賞代など)
修学旅行費	最終学年	修学旅行に参加するために直接必要な経費	実費の1/2 (交通費、見学料、宿泊料、記念写真代、医薬品代、傷害保険料など)
給食費	全学年	学校給食において、実際に保護者が負担する経費	実費の1/2
通学費	全学年	居住地から学校までの最も経済的な通学方法で、公共交通機関を利用して通学する場合の交通費	最も経済的な経路で、原則として定期乗車券の経費
職場実習交通費	全学年 (中学生)	中学校の教育課程において、学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が職場実習に参加する場合の交通費	実費
交流学习及び共同学習交通費	全学年	学校教育の一環として特別支援学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童生徒とともに集団活動を行う交流学习に参加する場合の交通費	実費

※ 世帯の収入状況、家族構成により支給内容が異なります。支給費目等は認定結果と合わせて通知します。なお、生活保護法に基づく保護を受けている方、要保護及び準要保護児童生徒に認定されている世帯については「職場実習交通費」及び「交流学习及び共同学習交通費」のみの支給となります。

※ 奨励費の支給については、学期ごとに保護者様が指定した口座に振り込みます。申請書と併せて口座振込依頼書も提出していただきます。なお、1学期分については、2学期分と合わせて支給します。

## 4. 問い合わせ先

お子さんが通われている学校か四街道市教育委員会学務課へ！

TEL 043-424-8932

